

新型コロナワクチン接種のお知らせ

「基礎疾患を有する方」「高齢者施設等の従事者」に該当する方の接種券の優先送付のご案内



標茶町では、「基礎疾患を有する方」「高齢者施設等の従事者」から申請をしていただくことにより、優先して接種券を送付します。

申請方法は下記をご覧ください。接種券が届きましたら、接種の予約をお願いします。（予約方法については、接種券送付時に同封します。）

優先送付対象者

● 標茶町に住民票があり、令和4年3月31日時点で16歳から64歳の方のうち

① **国の示す基礎疾患に該当する方** ※対象の基礎疾患については裏面参照

※ファイザー社のワクチンの接種対象者が12歳以上に拡大されていますが、12～15歳の方で、基礎疾患に該当する方はコロナワクチン専用回線（☎486-7383）にご相談ください。

② **高齢者施設等の従事者の方**（町外で働いている方も含みます）

申請方法

● 該当する方は、次のいずれかの方法により申請してください。

① WEBによる申請

右のQRコードを読み取るか、<http://www.harp.lg.jp/xa5iOJXx>からもアクセスできます。



② 新型コロナワクチン専用回線（☎486-7383）に電話で申請

申請期間

令和3年7月1日（木）～23日（金）※期間が過ぎても申請は受け付けます。

接種券送付時期

申請を受理後、令和3年7月15日（木）頃から、順次発送します。

申請不要な方

- 以下に該当する方は、別にご案内していますので、お申し込みは不要です。
 1. 精神障害者保健福祉手帳を所持している方
 2. 療育手帳を所持している方

裏面もご覧ください

◆ 基礎疾患の範囲 ◆

(1) 次の病気や状態の方で、通院または入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

(2) 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

- ⑮ BMI 30以上の肥満の方

$BMI = \text{体重 (kg)} \div (\text{身長 (m)} \times \text{身長 (m)})$

BMI 30の目安：身長170cmで体重87kg、身長160cmで体重77kg

※ 基礎疾患に該当するか、接種の可否等については事前にかかりつけ医に相談することをおすすめします。

※ 診断書等の書類の提出は不要ですが、接種前の予診で接種の可否を判断することもあります。

【今後の接種スケジュールについて】

本町では以下の接種順位で今後の接種を進めていきます。

1. 基礎疾患を有する方、高齢者施設の従事者
2. 保育園職員・学校職員・学童保育職員
3. 上記2と同時並行でワクチンの供給量に応じて、年齢の高いグループごとに順次接種券を送付し、予約受付を開始する予定です。

※ なお、現時点での予定であり、ワクチン供給量や国の方針に変更が生じた場合、スケジュールが変更になる可能性があります。ご了承ください。

65歳以上の高齢者で接種がお済でない方は、引き続き予約可能です。新型コロナワクチン接種お問い合わせセンター（0120-307-101）に予約してください。

<お問い合わせ先>

標茶町ふれあい交流センター内 健康推進係

電話 015-486-7383（コロナワクチン専用回線）

